

## 例示 公立高等学校、特別支援学校 人権・同和教育学習内容表

### 学習上のポイント

学習においては、生徒や保護者、地域の実態をふまえた上で授業づくりを行い、新たな個人権課題についても適宜取組む。

### ●高等学校

月	第1学年	第2学年	第3学年
4	学級開き(仲間づくり) ・クラスの大切さについて考える。 (自他理解、尊重) ・お互いに認め合い、支え合う集団づくりを目指す。	学級開き(仲間づくり) ・クラスの大切さについて考える。 (自他理解、尊重) ・お互いに認め合い、支え合う集団づくりを目指す。	学級開き(仲間づくり) ・クラスの大切さについて考える。 (自他理解、尊重) ・お互いに認め合い、支え合う集団づくりを目指す。
5	【人権について】 ・基本的人権の理解 ・様々な差別問題を通じ、具体的内容について学習する。	【高齢者の人権問題】 ・高齢者の人権を尊重するとともに、高齢者が各種の社会的な活動に参加できる社会の実現を目指す態度を身に付ける。	【外国人の人権問題】 ・在住外国人に対する差別や偏見をなくして、多様な民族や国籍の人々が共に生きる社会の実現に向けた実践的行動力を身に付ける。
6	【障がい者の人権問題】 ・障がい者に対する社会の障壁について考えるとともに、差別や人権侵害をなくし、共に生きる社会を実現していこうとする態度を身に付ける。	【被差別部落の歴史②】明治～現在 ・「解放令(賤民廃止令)」以後の社会と同対審答申等についての取組みと現状について理解する。	【進路保障】就職差別と全国統一用紙 ・就職選考等での人権侵害をなくす取組みを理解し、問題解決のための実践的行動力を育成する。
7	【子どもの人権問題】 ・いじめや虐待は重大な人権侵害であることを理解するとともに、自分の人権を守り家族をはじめとする他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を身に付ける。	【障がい者の人権問題】 ・障がいについての理解と合理的配慮に関する認識を深め、共に生きる社会を実現していこうとする実践的行動力を身に付ける。	【医療をめぐる人権問題】 ・エイズやハンセン病等について正しく学ぶとともに、自分自身の生き方と関連させ、解決に向けた実践的行動力を身に付ける。
8	差別をなくす人権標語、人権作文 等	差別をなくす人権標語、人権作文 等	差別をなくす人権標語、人権作文 等
9	【性同一性障がいに関わる人権問題】 ・性同一性障がいを理由とする偏見や差別をなくし多様性を認め合い、様々な生き方について理解する。	【性同一性障がいに関わる人権問題】 ・性同一性障がいを理由とする偏見や差別をなくすための実践的行動力を身に付ける。	【女性の人権問題】 ・DVやセクハラ等が重大な人権侵害であることを理解するとともに、男女共同参画社会の実現に向けた実践的行動力を身に付ける。
10	人権講演会(全校生徒) 個人権課題に関する講師招聘等	人権講演会(全校生徒) 個人権課題に関する講師招聘等	人権講演会(全校生徒) 個人権課題に関する講師招聘等
11	【迷信と差別】 ・身の回りにある迷信から差別を作り出す構造について捉え、その矛盾を理解し、正しい判断ができる力を育成する。	【水平社宣言と差別の構造】 ・差別解消に向けた取組の歴史を知り、現在残る問題と関連させて考え、人為的差別の構造を理解する。	【結婚差別】 ・現代社会の残る不合理な差別を許さず、立ち向かう実践的行動力を育成する。
12	【拉致問題】 ・視聴覚教材の活用 ・重大な人権侵害であることを理解する。	【拉致問題】 ・視聴覚教材の活用 ・国の取組み、世界情勢等を理解する。	【3年間のまとめ】 ・自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践的行動力を育成する。
1	【インターネット上での人権問題】 ・噂や誹謗中傷の拡散の現状を理解し、しないさせない許さない態度を養う。	【インターネット上での人権問題】 ・著作権、肖像権について理解を深め、他者の権利を侵害しない態度を養う。	今後の自分の生き方、在り方 様々な人権問題の実態を知り、自分の問題として理解し、生涯にわたり自分自身の課題として取り組む姿勢を育成する。
2	【被差別部落の歴史①】中世～江戸時代 ・被差別部落の歴史や社会背景を正しく理解する。 ・日本の様々な伝統文化の成り立ちや時代背景について理解する。	【同和問題の実態とその問題点】 ・同和問題の実態を知り、自分の問題として理解し、生涯にわたり自分自身の課題として取り組む姿勢を育成する。	
3	人権講演会(学年) 個人権課題に関する講師招聘等	人権講演会(学年) 個人権課題に関する講師招聘等	

### ●特別支援学校

通年	○人権に関する知的理解を深めるとともに人権感覚を高め、社会において自他を尊重しながら主体的に判断し行動できる力を養う。 ※学習の題材については生徒の状況、学校の実態等を考慮しながら取扱うこと。
----	---

## 「人権教育の指導方法等の在り方について」〔第三次とりまとめ〕を活用した ～人権に関する知的理解と人権感覚を育てる人権教育～

本資料は、〔第三次とりまとめ〕に示されている人権に関する知的理解と人権感覚を育てるための学習系統を例示するものです。

### ◎個人権課題(小-中-高)学習系統表<同和問題編>

### ◎公立高等学校、特別支援学校 人権・同和教育学習内容表

の2つの表を掲載しました。年間指導計画の作成や授業等の参考にしてください。

## 人権が尊重される授業のポイント

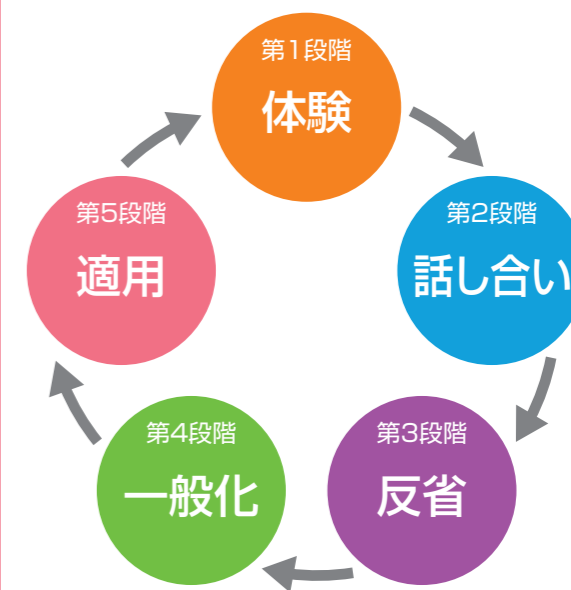
### <活用しよう!>

人権が尊重される授業には、次のようなポイントを意識し活用する事が大切です。これらは両方を同時に使うわけではなく、授業の内容や状況によって使い分けてください。

#### 人権が尊重される授業の3つの視点

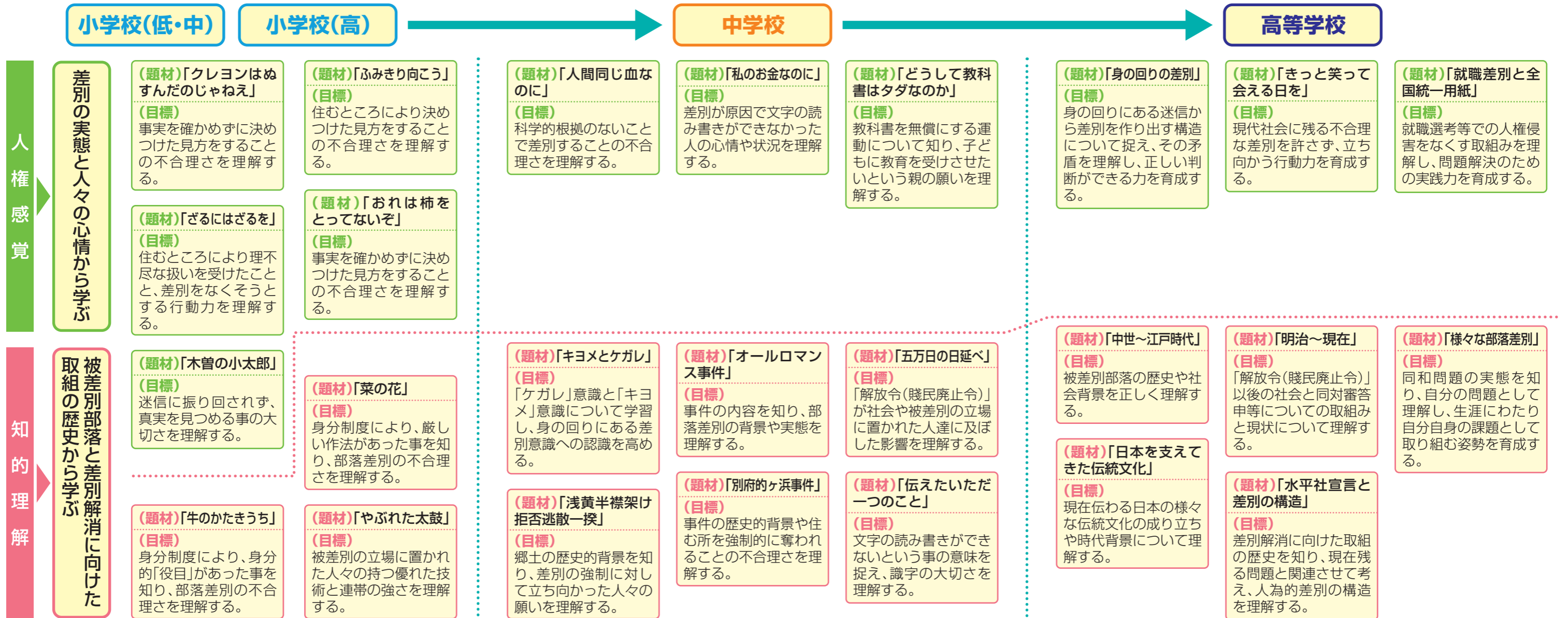
- **自己存在感を持たせる支援**  
自分の考えを書いたり話したりして、みんなの前に示す支援の工夫がある。
- **共感的関係を育成する支援**  
友達の発言や考えの良さに気付き、学ぼうとする場面や「そういうことか(受容)」  
「話し合ってたよ良かった」と実感できる支援の工夫がある。
- **自己選択・決定の場**  
自分の考えを持たせる場面がある。及び、自分の考えと友達の考えを比較しながら深める場面がある。

#### 「体験的な学習」サイクル



学習上のポイント

○人権学習においては、児童生徒、保護者や地域の実態をふまえた上で、本表を参考にして各校に応じた学習内容となるようにする。  
○育てたい資質・能力を、以下のように、「人権感覚」と「知的理解」の2側面から捉え、小学校・中学校・高等学校の系統性を考慮した学習内容となるようにする。



小学校〈支援や留意点及び他教科との関連〉

※低学年・中学年において

小学校低学年及び中学年では、高学年になってからの同和問題学習につながるように、『被差別の立場に置かれた人の気持ちを考える』ことができる力をつける。特に、『仲間はずれ』や『決めつけた見方』をキーワードに『排除の差別に対する意識』を高めておく。

このような力は、いじめの解決やより良い人間関係作りの基盤となる。

※高学年において

5年生では、住むところや家柄による差別があったことを学習する。6年生では、それまでの学習の上に、歴史的背景を関連させてより具体的に同和問題についての理解を深める。

特に、社会科と関連させ『解放令(賤民廃止令)』『水平社宣言』に触れる。

中学校〈支援や留意点及び他教科との関連〉

※歴史において

江戸時代までについては、「ケガレ」意識(延喜式)と「河原者」が築いた文化「能」「石庭」などについて学習する。また、検地や刀狩など職業や身分の固定化が進んだことを部落差別の制度化と関連して捉えられるようにする。更に、江戸時代になると、だんだんと差別することが当然(そうしないと処罰されることがあった)の社会になり、被差別の立場に置かれた人々は様々な制約を受けたことへの理解を深める。

明治以降については、『解放令(賤民廃止令)』『解放令反対一揆』『水平社宣言』等に触れ、差別解消へ向けた取組について学習する。

※公民において

同和对策審議会答申(1965年【昭和40年】)からの差別をなくす政策に関することへの理解を深める。

高等学校〈支援や留意点及び他教科との関連〉

※現代社会において

「個人の尊重」「人間の尊厳と平等」等の内容について取扱うことで、暴力を否定し、差別のないよりよい社会を実現することが、他者のもつ尊厳を尊重する基本であることの認識を高める。

※倫理において

「人間の尊厳と生命への畏敬」については、人間の尊厳について理解を深めるとともに、現代における重要な倫理的課題となっていることとして捉える。

※政治経済において

「基本的人権の保障と法の支配」の内容の取り扱いについて、日本国憲法が、基本的人権の尊重、国民主権を基本原則とする点で国民国家の枠を超えた普遍性をもっていることを押さえる。

○貧しさや悲惨さといった一方的な見方からだけでなく、医学や芸能、文化、産業の発展に大きく貢献した事実についても学習し、多面的に捉えられるようにする。